

南河内小中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、南河内小中学校PTAと称し事務局を下野市立南河内小中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、保護者と教職員とが協力して学校と家庭及び地域社会における児童生徒の幸福な成長を図るとともに、会員の教養と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の教養を高め、教育力の向上を図る。
- 2 会員の参加する研修を援助する。
- 3 家庭と学校が協力し合い、児童・生徒のための教育環境をよくすることに努める。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業に努める。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者ならびに本校の教職員とする。

第4章 役員

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長1名（P 2名） 副会長4名（P 2名、T 2名） 書記4名（P 2名、T 2名）
会計4名（P 2名、T 2名）

第6条 役員は、総会および理事会の決議に基づき企画運営にあたり、任務を次の通りとする。

- 1 会長は総会および理事会を招集し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は本会の経理を掌り、会計報告をする。
- 4 書記は総会および理事会の議事と本会の記録・保管を行い、またその他の庶務的事務を掌る。
- 5 役員は、専門部会には所属しない。

第7条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。任期中に欠員を生じた場合の補充は、その残任期間とする。

第8条 校長は、学校運営の責任者として本会の全般にわたり会議に出席して、意見を述べることができる。

第9条 本会に、顧問をおくことができる。

顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱するものとし、会長の要請により会議に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 理事

第10条 本会に、次の理事をおく。

理事は、学年部会および専門部会の部長とする。

第11条 理事の選出は別に定める各部会の細則による。

第12条 理事の任務は、総会および理事会の決議に基づいて企画運営にあたる。

第13条 理事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。任期中に欠員を生じた場合の補充は、その残任期間とする。

第6章 会計監査

第14条 会計監査は本会の会計事務を監査し、総会に報告しなければならない。

第15条 会計監査は、6・7・8学年の役員より1名ずつ選出する。

第16条 会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

第7章 会議

第17条 本会の会議は、次のとおりとする。各会議は、それぞれの当該会長が必要とするとき随時開くことができる。

1 総会

本会の最高機関であり、全会員で構成する。総会は2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。総会は、定期総会と臨時総会に分ける。

2 役員会

役員は、第5条のとおりであるが、役員会は役員・理事で構成し、代理も可とする。

3 (学年)部会、(専門)部会、(地区)部会

それぞれ必要に応じて部会を開催することができる。

第18条 理事会

理事会は総会に次ぐ決議機関であり、役員、理事ならびに校長および関係教職員をもって構成し、次のことを行う。

1 役員会および各部会で立案された活動計画を審議検討する。

2 総会に提出する議案を審議する。

3 役員および会計監査に欠員が生じた場合には、これを審議し補充する。

4 補正予算の審議をする。

5 各部会の細則改正の承認をする。

6 その他重要事項の審議をする。

第19条 役員会

役員会は次のことを行う。

1 予算案を作成する。

2 理事会の議案を準備する。

3 各部会間における連絡調整をする。

4 その他各部会に属さないPTA関係の案件処理を行う。

5 転退教職員の餞別金、歓送迎会に関する処理を行う。

6 他団体への会議および研修に参加する。

第20条 各部会

各部会には、学年部会、専門部会、地区部会をおく。

1 学年部会は、各学年に在籍する児童生徒の保護者および担当教員をもって構成する。

2 専門部会には事業部、生活安全部、環境整備部、広報部の4部をおき、各学年の会員から各2名を選出して構成する。ただし本部役員および学年部長・副部長は、専門部会に所属しない。

3 地区部会は、自治会を単位とする会員をもって構成する。

4 各部会の細則は別に定め、改正を必要とする場合は、その部会で話し合いをもち、理事会に諮る。

5 各部会は必要に応じて部会を開催することができる。

第8章 会計

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。

第22条 会費は、会員一人月額500円とする。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 役員選考規定

第24条 役員の選考にあたり選考委員会をおく。

- 1 各学年部会の部長・副部長から1～2名を選考委員とし、選考委員会を構成する。
- 2 選考委員会は選出後、役員会に報告し総会で承認を受ける。

第25条 その他の各部会の正副部長については、それぞれの部会員が選出する。

付則 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

1. 令和5年4月1日一部改正

(第6条5項、第10条、第15条、第20条2項)